

局長会議運営要綱

(目的)

第1条 市政に関する各部門の事務事業の執行に関し、各部門における政策的な課題等について意見交換等を行うことにより、行政の一体的かつ効率的運営を図るため、局長会議（以下「会議」という。）を開催する。

(構成)

第2条 会議は、市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び会計管理者並びに川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び本部、区役所、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局並びに市民オンブズマン事務局の長並びに教育次長をもって構成する。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要と認める職員を臨時に会議に出席させることができる。

(会議)

第3条 会議は市長が主宰する。

2 市長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

3 会議は、毎週火曜日に開催する。ただし、特別の事情のあるときは、これを変更することができる。

4 前項の規定にかかわらず、市議会定例会開催中の一般質問等が行われている期間については、会議を開催しないことができる。

(議題等)

第4条 会議における議題は、次のとおりとする。

(1) 局等の政策課題、施策等に関すること。

(2) 区らしい施策課題に関すること。

(3) 市政に関係がある国等の施策、制度の創設等に関すること。

(4) その他必要と認める事項

2 会議に議題を提出しようとする者は、資料を添えて会議の4日前までに総務企画局長に送付するものとする。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、総務企画局において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。